

## &lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 2019年 7月 22日

東京都作業部会確認年月日 2019年 7月 23日

事業名 家具・什器・備品（FF&amp;E）の調達

案件名 競技会場及び関連施設におけるFF&amp;E（家具・什器・備品）の調達（その1）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本経費は各競技会場等における大会運営のために必須の事業であり、そのうちパラリンピック経費（パラリンピック競技会場分）については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担するという平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、全体最適性を担保すべき観点から、組織委員会が一元的に実施することが効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、円滑な大会運営、競技運営のために、各競技会場等に必要な家具・什器・備品を調達するものであり、効率的な大会運営の観点から必須の事業であることを確認した。	
	効率性	本事業は、各 FA が共通して必要とする什器や備品を一括発注することで効率的な調達を行うこと、既存物品の活用を含めて調達アイテムや数量の精緻化を行うことで調達コストを最小限化していることから、効率性を担保していると判断した。	
	納得性	積算に当たっては、複数社からの見積を実施しており、適正な単価設定であることを確認した。また競争入札により請負業者を決定することから、納得性があると判断した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会、会場・競技運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。また V3 予算内であることを確認した。	

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。